

## 職員の懲戒処分を行いました

中津川市長選挙、中津川市議会議員補欠選挙期日前投票所における事務誤りにかかる職員の懲戒処分を令和6年3月29日付けで行いましたのでお知らせします。

### ■被処分職員および処分内容

定住推進部坂下総合事務所長補佐

(選管書記兼職務代理者) 50代 減給10分の1 1か月

定住推進部坂下総合事務所主任

(投票管理者兼用紙交付係) 60代 減給10分の1 1か月

### ■処分日

令和6年3月29日(金)

### ■処分対象となった事実

- 令和6年1月14日執行の中津川市長選挙、中津川市議会議員補欠選挙において、期日前投票所である坂下総合事務所で午前8時52分に投票した投票者1人に対し、投票用紙を取り違えて交付し対象者の投票が無効となった。

### ■処分理由

職務を怠ったことで市民の皆様の信頼を裏切ることとなった。

- 地方公務員法第29条第1項第2号(職務上の義務に違反し、職務を怠った)

### ■市長コメント

厳正に執行すべき選挙事務において、確認事務を怠ったことにより事務誤りがおこり、市民の皆様の信頼を裏切る結果となり深くお詫び申し上げます。

有権者の方の意思を選挙に反映できなかったことを非常に重く受け止め、関係職員について厳正に処分いたしました。

再発防止の徹底を図り、市民の皆様の信頼回復に努めてまいります。

### お問い合わせ先

市長公室 人事課 担当者：井口

電話：0573-66-1111(内線342)